

航空機使用事業の許可について

航空法においては、航空機使用事業とは、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業」と定義されています。具体例としては、写真撮影・薬剤散布・広告宣伝・操縦訓練等があります。

航空機使用事業を営もうとする者は、地方航空局長の許可を受けなければなりません。航空機使用事業の許可については、航空法に規定されていますが、当該事業の許可を受け、運航を開始するまでの手続きフローは次のとおりです。

なお、航空機使用事業の許可の申請は、申請者の住所を管轄区域とする地方航空局長（東京航空局長又は大阪航空局長）に行います。

○ 根拠法令
法：航空法 昭和27年7月15日法律第231号
規則：航空法施行規則 昭和27年7月31日運輸省第56号

○ 手順フロー

○ 手順所要期間
申請受理から許可まで
通常2ヶ月の期間を要
します。

登録免許税納付
免許件数一件につき9万円
登録免許税法第2条・第24条

